

経常的事業の 取組方針について

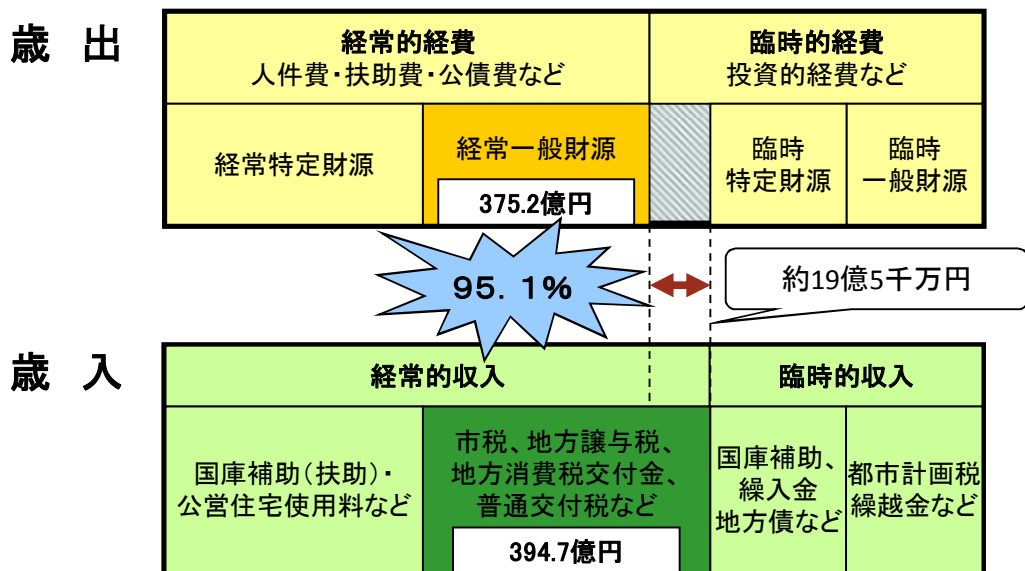
伊丹市行財政審議会

経常収支比率とは

経常収支比率とは、財政の弾力性を判断する指標の一つで、地方税・普通交付税などの経常一般財源が、人件費・扶助費・公債費など経常的な経費にどの程度充当されているかを判断する指標で、この比率が低いほど弾力的な財政運営を行えることを意味しています。

都市が成熟するにつれ、道路・公園などの都市基盤整備が一巡し、ハードからソフトへと財源配分が変化するため経常収支比率は高い水準となります。

<経常収支比率の仕組み(参考:平成25年度決算の状況)>



※経常的経費

人件費・扶助費・公債費をはじめ、毎年継続した支出が必要となる経費のことです。

※臨時的経費

投資的経費(普通建設事業費など)のように、臨時的な財政需要に対して必要となる経費のことです。

※一般財源

用途の特定されておらず、市の裁量で柔軟に活用できる収入のことです。その中でも、毎年経常的に収入が見込めるもの(地方税・普通交付税など)を経常一般財源と呼びます。

※特定財源

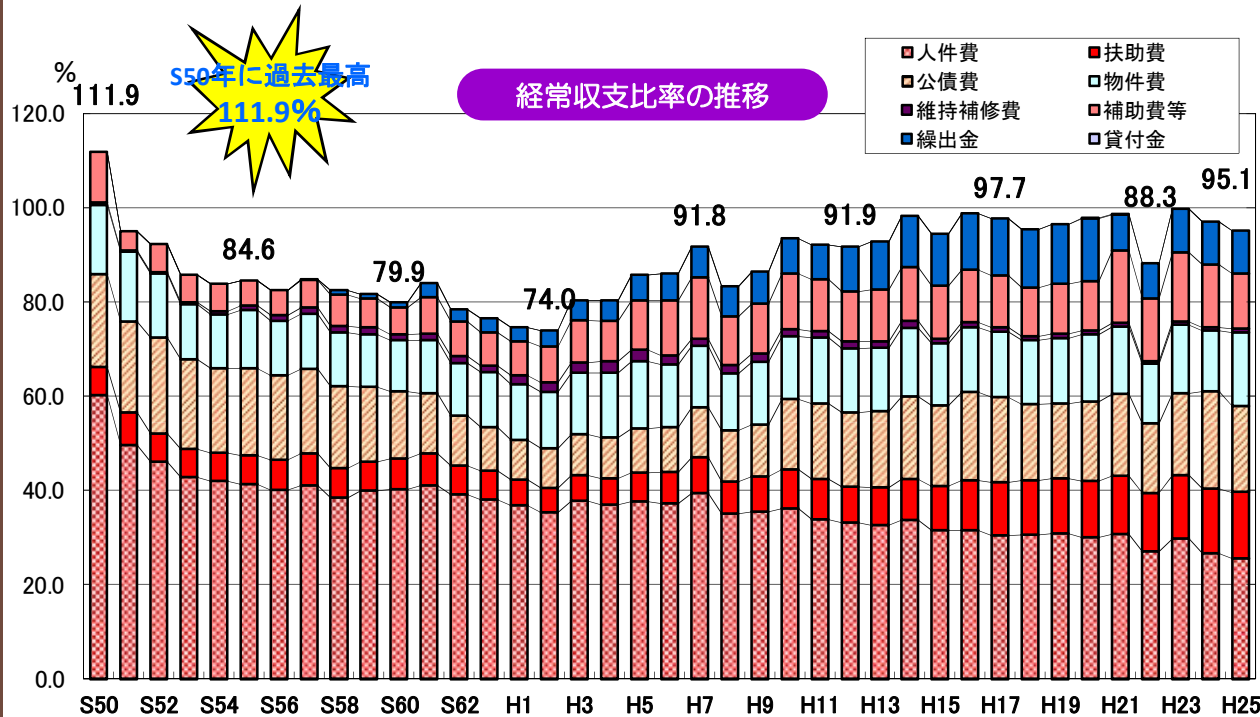
国庫支出金(補助金)など、用途が予め特定されており、それ以外の目的には使うことのできない収入のことです。

自治体の一般財源の収入は、景気の変動や、地域社会の変化に対応して収入の伸縮を図る自己調整能力に乏しい反面、市民ニーズの多様化・高度化から、人件費等の経常経費の伸びが著しく、収入の変動に対応して伸縮できる経費が乏しい状況です。

これまでの取り組み状況について

財政の弾力性を示す経常収支比率が平成21年度決算において98.7%となっていたことから、一定程度の財政の弾力性を確保するため、現・行財政プランにおいて、類似事業の統廃合、市民ニーズにあった事業内容への変更などの事務事業の見直し、事業のサンセット方式の導入、人事行政の取り組みなどの成果指標として経常収支比率の目標を設定してきました。

<経常収支比率の推移>



◇現・行財政プランにおける経常収支比率の目標指標

取組項目内容	目標値 (H27年度決算)
市税、地方交付税等の経常的な収入に対する人件費、扶助費、公債費等の経常的な支出の割合	95%以下

設定時 (H21年度決算)	H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算
98.7%	99.8%	96.9%	95.1%

現・行財政プランにおける目標値は、人件費の削減等により概ね達成できる見込みとなっています。今後も、成熟都市として大幅な減少は見込めませんが、財政の弾力性を一定程度担保するため、目標を指標を設定することで、柔軟な財政運営につなげる必要があります。

今後の経常収支比率の動向について

柔軟な財政運営を行っていく中で、経常収支比率についても一定程度の目標設定が必要となってくることから、現・行財政プランと同様に目標値の設定を行います。

その中で、今後、計画的な財政運営を行えるよう、新規事業開始の際には、トータルコストを示し、その後の財政運営にどの程度の影響を与えるかを検証し、財政運営の柔軟性を逸脱しない範囲の中で事業を実施していきます。

<今後の見込みについて>

◇経常収支比率の費用別構成割合(%)◇

	H23	H24	H25
人件費	29.8	26.7	25.6
扶助費	13.5	13.7	14.1
公債費	17.4	20.6	18.2
物件費	14.5	12.9	15.6
維持補修費	0.7	0.8	0.9
補助費等	14.7	13.2	11.7
繰出金	9.2	9.1	9.0
投資及び 出資金・貸付金	0.0	0.0	0.0
計	99.8	97.0	95.1

◇今後の経費別の傾向について

人件費は、微減傾向である事からこれまでのような人件費による削減効果は見込み難い。

物件費・公債費については、新規事業の実施や施設の大規模改修などにより増加が見込まれる可能性が高い。

これまでの95%を維持しようとする、現在を上回る歳入の増加は見込み難いことから、現在の**経費の組み換えが重要**となります。

その際、職員の人件費削減はこれ以上見込み難いことから、市民サービスの水準を維持しつつ、事業のスクラップアンドビルドによる組み換えや、公民連携などにより**限りある財源を工夫して活用していく必要**があります。

**効率的・効果的な
事業運営が必要**

【財政規律の設定】

- 経常収支比率については、柔軟な財政運営を保てるよう計画期間中は95%以内を維持します。
- 新規事業実施については、スクラップアンドビルド・サンセット方式の実施を原則とします。
- 新規事業開始時には、民間事業導入のコスト比較、トータルコスト及びそれを賄うための財源を示します。

枠配分予算制度の導入検討

近年、限られた財源で拡大する市民サービスを的確に把握した事業運営が求められる中、各自治体において様々な取り組みが行われてきました。その中の一つに予算編成手法の見直しとして、従来のシーリング手法による予算の一律削減と財政部門による一律の査定ではなく、予算削減や権限委譲による効果を目的として、事業部門にあらかじめ経常経費等の一定の予算枠を揭示し、その範囲内で各事業部門が自ら予算配分を行う「枠配分予算制度」があります。

< 枠配分予算制度のメリット >

◇ スクラップアンドビルドの促進

各部局の判断で、不要な事業の予算を、新規事業へ回すことが可能となるため、事業の廃止・新規立案が柔軟になる。

◇ 事業部門の視点に立った効率的かつ効果的な資源配分

より現場に近い事業部門が主体的に予算を配分することで、効率的かつ効果的な資源配分が可能となる。

◇ 事業部門の主体性・自主性の確保とコスト意識向上

各部局の権限と責任で行われるため主体性と自主性が確保されるとともに、各担当職員のコスト意識の向上が期待される。


< 枠配分予算制度のデメリット >

◇ 予算の硬直化

配分される財源が不足してきた場合、新たな行政ニーズへの財源配分が難しくなる可能性がある。

◇ 財政状況悪化した場合における抜本的な事務事業の見直しの難しさ

財政状況が深刻的に悪化し、あらゆる経費の見直しの必要が生じた場合に、部局ごとに枠の一律削減のみでは抜本的な見直しは困難であると考えられる。



以上のようなメリットとデメリットはあるが、今後限りある財源の中でスクラップアンドビルドを原則として経常的経費の見直しを図っていくのであれば、デメリットや、他市の事例等の検証結果を踏まえた上で枠配分予算制度の導入も検討していく必要があると考えます。